

熊本県災害公営住宅等整備指針

第1章 整備指針の位置づけ

(目的)

第1 この整備指針は、県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示すことにより、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に掲げる「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(適用)

第2 この整備指針は、県内で整備が行われる災害公営住宅、木造応急仮設住宅を活用した市町村単独住宅等（以下「災害公営住宅等」という。）を対象とする。

2 市町村は、この整備指針の考え方を基本として災害公営住宅等の整備に努めるものとし、県は、この整備指針に基づき受託事業等の技術支援を実施するものとする。

第2章 災害公営住宅等整備の基本姿勢

(基本姿勢)

第3 災害公営住宅等は、次の各号に掲げる基本姿勢により整備するものとする。

- 一 住宅の確保が自力では困難な被災者のためにできる限り早期に整備するとともに、中・長期的な住宅政策との整合を図る。
- 二 被災地の再生とともに、小さな拠点づくりの推進など、それぞれの地域政策の実現に寄与する。
- 三 多様な世帯の交流、活気や生活感に満たされた空間の創出、福祉政策との連携など、住宅事情等を考慮した成熟型高齢社会のモデル的な住宅整備を目指す。
- 四 木造・木質化の推進、地域の建設産業、住宅産業、木材産業等との連携など、地域経済の活性化に寄与する住宅整備を行う。

第3章 災害公営住宅等整備の考え方

(敷地の選定)

第4 敷地の選定にあたっては、持続可能な被災集落の再生や小さな拠点づくり等の地域政策との整合、災害時における安全性の確保、住みなれた地域への居住希望などの反映等に配慮するものとする。

(住宅計画)

第5 大規模な被害が生じた地域等では、被災前のまち並みとの調和や里山集落の景観の保全など、これまで培われた都市や集落の記憶を未来に繋げる住宅整備を行うものとする。

- 2 屋外空間、住棟内の廊下やエレベーターホール等の共用部等を工夫し、交流スペースの設置や活気や生活感に満たされた空間の創出など、コミュニケーションを図りやすい住宅計画を行うものとする。
- 3 災害の状況を考慮し、災害時の一時避難、共助活動等の円滑化、防災物資の保管、ライフラインの浸水対策に配慮した住宅計画を行うものとする。

(住戸計画)

第6 住戸計画にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 災害時でも日常生活の早期回復が可能な耐震性、省エネ性、耐久性、復旧の容易性等を確保する。
- 二 「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考とした、誰もが暮らしやすい住戸計画・設備計画とする。
- 三 地域材を使用した木造・木質化を図る。
- 四 多様な世帯の入居に配慮した住戸計画を基本とし、高齢者が多い住宅団地にあっては、コレクティブハウジング（専用の台所、浴室、トイレなどがある住戸に加え、共同の食堂、居間などをあわせ持つ住宅）や福祉施設の合築なども検討する。
- 五 特別な配慮が必要な障がい者世帯については、入居者の身体特性に応じた住戸整備を行う。

(集会施設等の整備)

第7 「みんなの家」等の集会施設や子どもの遊び場など居住者等がコミュニケーションを図りやすい施設等の整備を行うものとする。

(福祉施策との連携)

第8 高齢者や障がい者の居住等を支援するライフサポートアドバイザー（生活援助員）、地域支え合いセンター、熊本こころのケアセンターや地域の縁が

わづくりなど福祉施策と連携した住宅整備、ソフト施策等の充実を図るものとする。

第4章 災害公営住宅等整備に関連するその他の取組み

(木造応急仮設住宅)

第9 県は、市町村と連携し、木造応急仮設住宅の供与期間終了後の利活用を推進するものとする。

(多様な供給方法の検討)

第10 市町村は、建設産業の受注状況や用地の確保等により、直接建設が困難な場合には、買取りや借上げなど、地域の住宅事情に即した多様な供給方法について積極的に検討するものとする。

(入居者への配慮等)

第11 市町村は、特別な配慮が必要な障がい者世帯など優先入居の対象になる被災者の把握に努めるものとする。

2 市町村は、既存のコミュニティを守りつつ、新しいコミュニティが育まれるよう世帯の状況や建設地の特性等を踏まえた入居に配慮するものとする。

(学識経験者等の助言)

第12 災害公営住宅等の整備において、県又は市町村が必要と認めるときは、学識経験者等の助言を受けることができるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第13 この方針に掲げるもののほか、災害公営住宅等の整備にあたり必要な事項は別に定める。

附則

この整備指針は、平成28年12月28日から施行する。

この整備指針は、令和3年4月1日から施行する。